

# 国家と投資家との紛争解決 (ISDS) 手続の概要

平成29年3月  
外務省

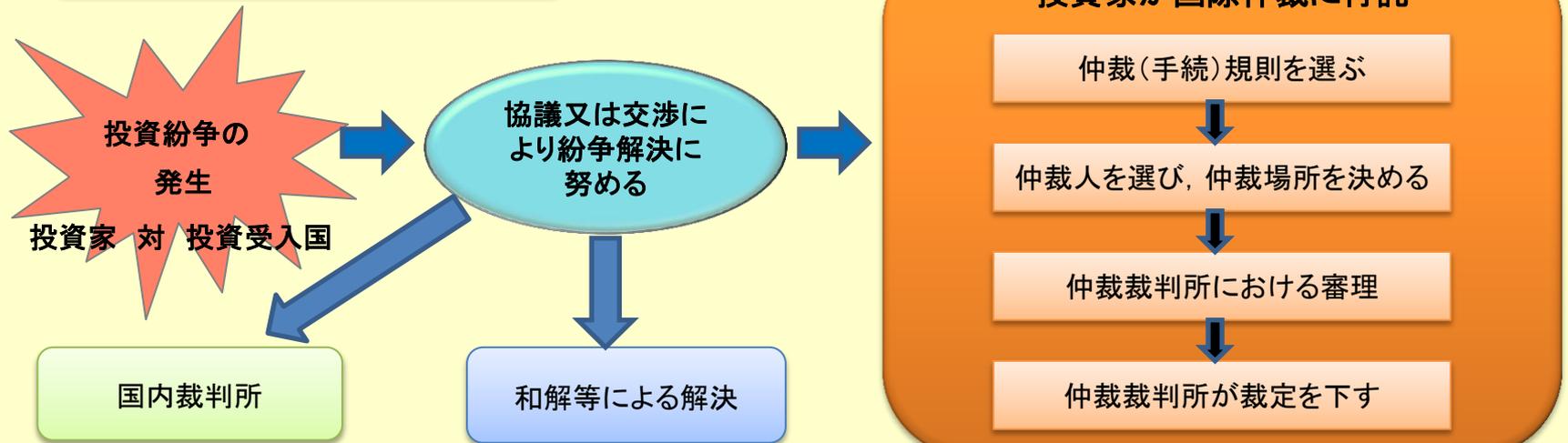
# 投資家と国との間の紛争解決 (ISDS) 手続とは？

ISDSとは、「投資家と国との間の紛争解決 (Investor-State Dispute Settlement)」の略称

- 投資関連協定(注)において規定される手続で、投資家と投資受入国との間で投資紛争が起きた場合、投資家が当該投資紛争を国際仲裁を通じて解決するもの。
- 投資家は投資受入国との間で紛争が起こった場合、投資受入国の司法手続により解決するか、又はISDS手続に付託するかを選択することができる。
- 仲裁裁判所は、投資受入国の協定違反及び投資家の損害を認めた場合、損害賠償の支払を命じる。(投資受入国の法令や政策の変更を命じることはできない。)

(注)投資関連協定とは、二国間又は多国間の投資協定及び投資章を含む経済連携協定(EPA)を指す。なお、我が国以外の国では、EPAに相当する国際協定を自由貿易協定(FTA)と呼称するのが一般的。

## 紛争解決の仕組み



## なぜ国内の司法手続のみとしていないのか？

- 投資家には、投資受入国との間で紛争が起こった場合、投資受入国の裁判所が投資受入国政府等に対して不当に有利な判断を下しはしないか、という中立性に対する不安がある。
- 投資受入国の国内裁判所に加えて、国際仲裁において紛争を解決することができれば、中立的な紛争解決の場が用意され、判断を受けられるため、①投資家およびその本国にとっては、投資活動を実効的に保護する手段を確保でき、投資家の投資が確実に保護されるという期待を高めることにより、外国からの投資が促され、②投資受入国にとっても経済発展につながる。
- また、投資受入国が投資紛争を投資家との間で直接処理することにより、手段を更に用意することで、投資紛争が外交問題化することを避けることができる。

## 投資関連協定に基づく国際仲裁とは？（一般的な例）

### （1）仲裁（手続）規則

仲裁人の選定や審理手続などの仲裁に関する手続を定めている。投資家は、国際仲裁に紛争を付託する場合、投資関連協定が規定する複数の仲裁（手続）規則（次項参照）の中から、当該仲裁で利用するものを選択する。

### （2）仲裁裁判所の構成

3人の仲裁人からなる。仲裁人は、紛争当事者である投資受入国及び投資家が各1名ずつ任命し、仲裁裁判所の長となる第3の仲裁人は原則として紛争当事者間の合意又は2名の仲裁人の合意で任命される。

### （3）適用する法

仲裁裁判所は、投資関連協定及び関係する国際法に従って判断する。投資が適法になされたか否か等については投資受入国の国内法に基づいて判断する。

### （4）仲裁裁定

仲裁裁判所の裁定は仲裁人の多数決で決定される。投資関連協定に基づく国際仲裁に「上訴」の仕組みはない。仲裁判断の取消しの手続は存在する。

### （5）救済措置

投資受入国の協定違反により投資家に損害が生じたことを認定した場合、仲裁裁判所は、損害賠償や原状回復（例は少ない）を命じる。国際仲裁で示しうる判断の内容は、上記のとおり損害賠償や原状回復に限定されており、投資受入国の法令や政策の変更を命じることはできない。

## 主な仲裁規則

(投資家が選択可能な仲裁規則は、協定によって異なる)

### ● 仲裁機関の規則: 仲裁機関に付属する仲裁規則

#### 投資紛争解決国際センター(ICSID)の仲裁規則

- 仲裁は原則として投資紛争解決国際センター(International Center for Settlement of Investment Disputes: ICSID)で行われる。世銀により1965年に設立。150か国が設立条約締約国。同センターの所在地は米国(ワシントンD. C.)
- ICSIDは世銀グループの一つだが、事務局は行程管理などの手続的な側面支援を行うのみであり、仲裁判断には加わらない。世銀による仲裁判断への影響は一切ない。

#### 国際商業会議所(ICC)、ストックホルム商業会議所(SCC)等の仲裁規則

- 仲裁地は指定されておらず、当事者の合意に基づき決定される(当事者の合意があれば、どこで行っても良い)。合意がない場合には仲裁機関が決定する。
- 事務局は行程管理などの手続的な側面支援を行う。仲裁判断には加わらない。

### ● アドホック仲裁の規則: 仲裁機関に付属しない仲裁規則

#### 国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)の仲裁規則

- 仲裁地は指定されておらず、当事者の合意に基づき決定される(当事者の合意があれば、どこで行っても良い)。合意がない場合には、仲裁裁判所が決定する。
- UNCITRALは仲裁手続規則を提供する機関であり、国連は仲裁判断に影響を及ぼさず、行程管理などの手続的な側面支援も行わない。

# ISDS手続を含む我が国の投資協定・経済連携協定

ISDS手続は、日フィリピンEPA及び日オーストラリアEPA(※)を除き、日本が締結した全ての投資関連協定において規定されている。

## 投資協定(23本)

1	日・エジプト投資協定	1978年 1月発効
2	日・スリランカ投資協定	1982年 8月発効
3	日・中投資協定	1989年 5月発効
4	日・トルコ投資協定	1993年 3月発効
5	日・香港投資協定	1997年 6月発効
6	日・パキスタン投資協定	2002年 5月発効
7	日・バングラデシュ投資協定	1999年 8月発効
8	日・露投資協定	2000年 5月発効
9	日・韓投資協定	2003年 1月発効
10	日・ベトナム投資協定	2004年12月発効
11	日・カンボジア投資協定	2008年 7月発効
12	日・ラオス投資協定	2008年 8月発効
13	日・ウズベキスタン投資協定	2009年 9月発効
14	日・ペルー投資協定	2009年12月発効
15	日・パプアニューギニア投資協定	2014年 1月発効
16	日・クウェート投資協定	2014年 1月発効
17	日中韓投資協定	2014年 5月発効
18	日・イラク投資協定	2014年 2月発効
19	日・ミャンマー投資協定	2014年 8月発効
20	日・モザンビーク投資協定	2014年 8月発効
21	日・コロンビア投資協定	2015年 9月発効
22	日・カザフスタン投資協定	2015年 10月発効
23	日・ウクライナ投資協定	2015年 11月発効

## EPA(10本)

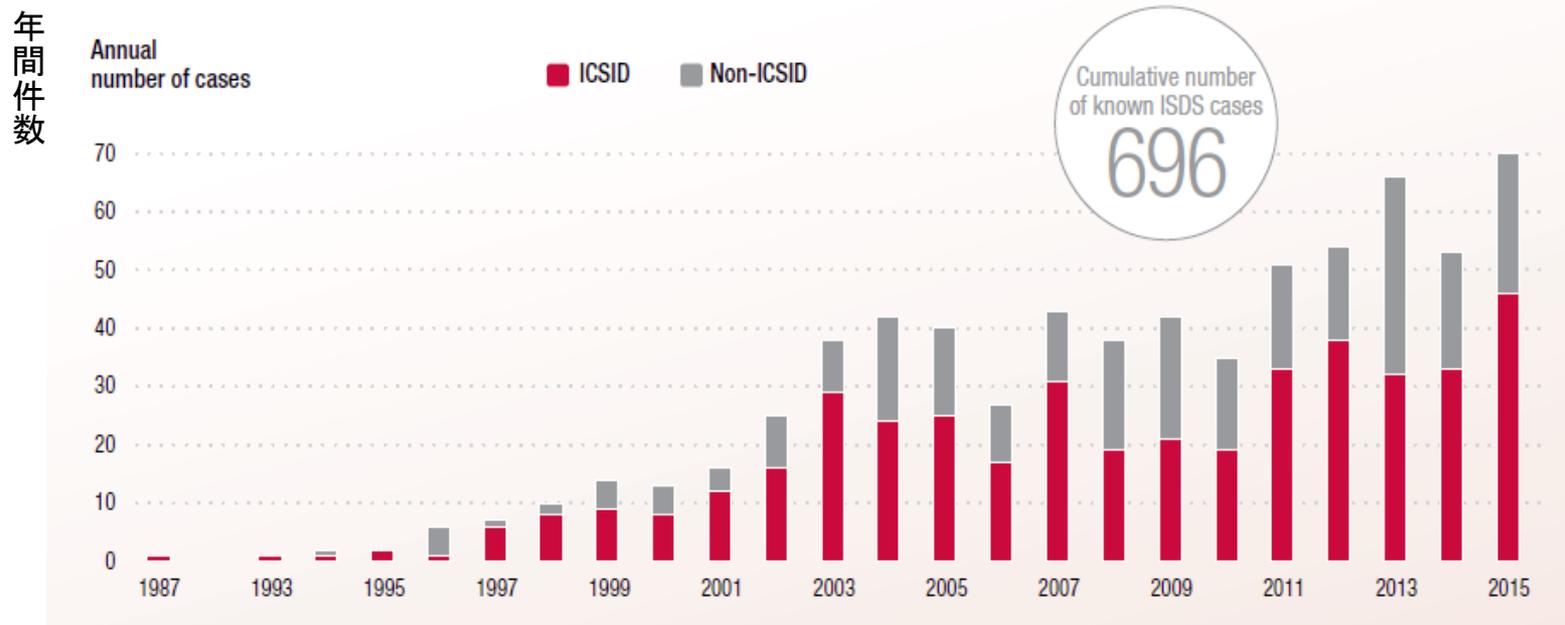
1	日シンガポールEPA	2002年11月発効
2	日メキシコEPA	2005年 4月発効
3	日マレーシアEPA	2006年 7月発効
4	日チリEPA	2007年 9月発効
5	日タイEPA	2007年11月発効
6	日ブルネイEPA	2008年 7月発効
7	日インドネシアEPA	2008年 7月発効
8	日スイスEPA	2009年 9月発効
9	日インドEPA	2011年 8月発効
10	日モンゴルEPA	2016年 6月発効

※日フィリピンEPA及び日豪EPAではISDSの規定を置いていないが、以下の規定が設けられている。

- ①日フィリピンEPA: 両締約国は、協定の効力発生後に、ISDSの仕組みを設けるために、追加的な交渉を開始する。
- ②日豪EPA: 協定発効後の5年目の年又は豪州がISDSを含む投資関連協定を新たに締結した場合にISDSの仕組みを設けるために協定の見直しを開始する。

# 国際仲裁の利用の現状①

- 世界の投資関連協定に基づく国際仲裁は、公開されている限りで、2015年末までの累計で約696件。



出典: UNCTAD、Recent Developments in investor-state dispute settlement (ISDS) IIA ISSUES NOTE No.2 (2016)

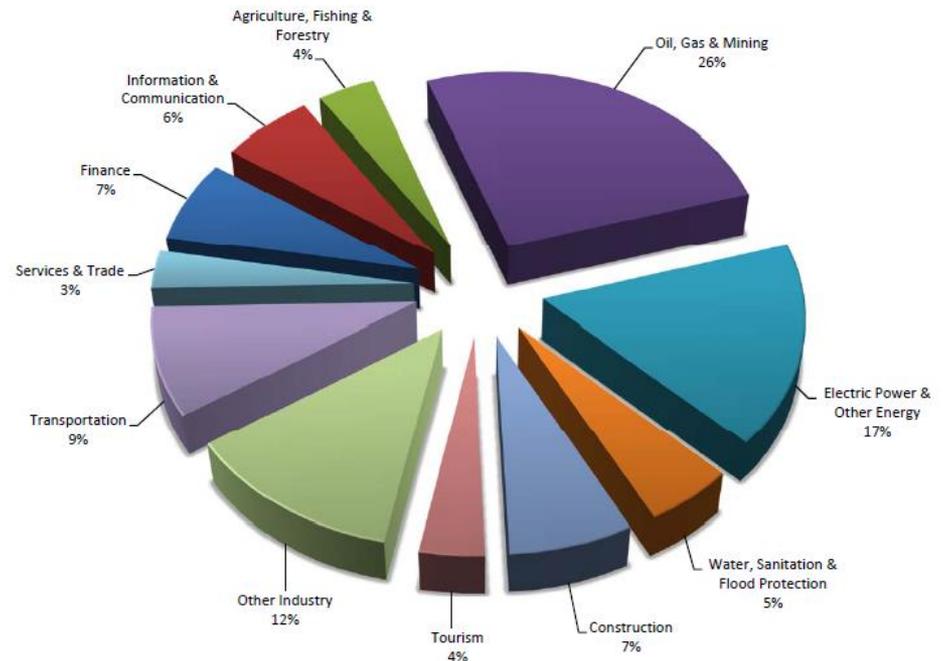
# 国際仲裁の利用の現状②

- 提訴された国は、法制度の未整備な発展途上国が過半数を占めており、中南米、東欧、旧ソ連諸国が多い。日本が提訴された例はない。
- 業種別には、エネルギー・インフラ分野が多いが、第一次産業から第三次産業まで幅広い業種に及んでいる。

国別の被提訴件数  
(2015年末までの累積)

順位	被提訴国	件数
1	アルゼンチン	53
2	ベネズエラ	36
3	チェコ	33
4	スペイン	29
5	エジプト	26
6	カナダ	25
7	メキシコ	23
8	エクアドル	22
9	ロシア	21
10	ポーランド	20
11	ウクライナ	19
12	インド	17
(以下, 省略)		
合 計		696

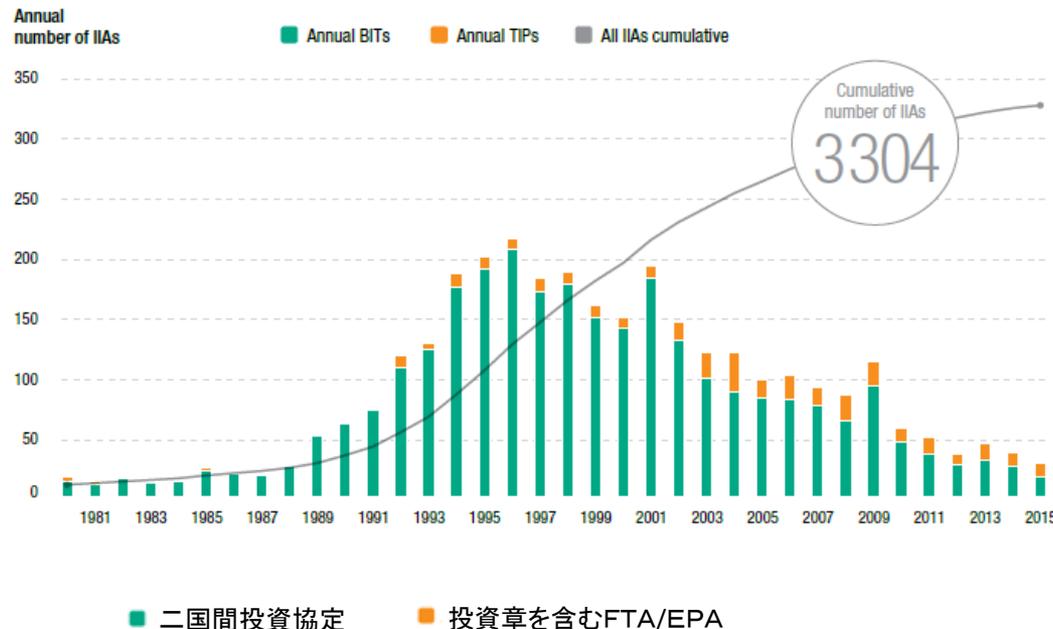
ICSID仲裁に付託された案件の業種別割合  
(2015年末までの累積)



# 世界の投資関連協定の締結状況

- 世界では1990年代以降、投資関連協定が急増し、2015年現在、約3,300件が存在する。欧州各国や中国などは100件前後の投資関連協定を締結している。
- ISDS手続は投資協定及びFTA投資章の中核的規定の一つ。OECDによれば、現在世界各国が締結している投資関連協定の大多数がISDS規定を含んでいる。

世界の投資関連協定数の推移



年間の協定署名数

発効済の投資関連協定数  
(2017年3月現在)

国名	投資関連協定発効数
ドイツ	132
中国	117
スイス	112
韓国	99
フランス	96
⋮	
イギリス	86
⋮	
米国	52
⋮	
日本(※)	35(※)

※日本のISDS手続を含む締結済の投資関連協定については4ページを参照。

【出所】UNCTAD, “World Investment Report 2016”

【出所】UNCTADホームページ  
(Investment Policy Hub)

# NAFTA(1994年発効)における仲裁付託案件

被提訴国	件数(※) (投資家の国籍)	内訳				
		投資家勝訴 (投資家の国籍)	投資家敗訴 (投資家の国籍)	和解 (投資家の国籍)	仲裁付託前/ 係属中/ 仲裁未成立等 (投資家の国籍)	請求取下げ (投資家の国籍)
米国	17件 (カナダ16件, メキシコ1件)	0件	10件 (全てカナダ)	0件	4件 (カナダ3件, メキシコ1件)	3件 (全てカナダ)
カナダ	38件 (米国37件, メキシコ1件)	3件 (全て米国)	6件 (全て米国)	4件 (全て米国)	18件 (全て米国)	7件 (米国6件, メキシコ1件)
メキシコ	14件 (米国13件, カナダ1件)	5件 (全て米国)	8件 (米国7件, カナダ1件)	0件	1件 (米国)	不明

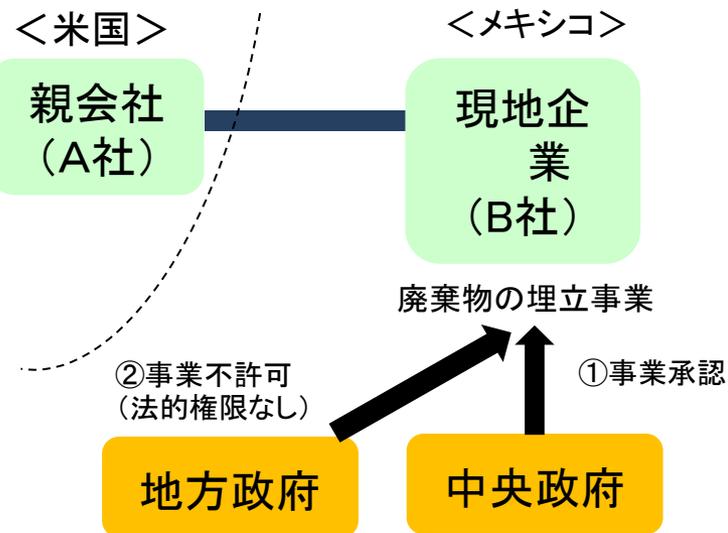
※件数、内訳に関してはNAFTA各国政府のホームページで公表されているデータ(2016年10月現在)による。  
 ※上記のうち、米国企業が訴えを提起した件数は50件で、そのうち係争中のものを除いた31件のうち、米国企業が勝訴した件数は8件(勝率約26%)になる。

# よくあげられる仲裁判例①

( Metalclad 対 メキシコ, 2000年 8月30日 仲裁判断 )

- 米国企業 vs. メキシコ政府 ( 仲裁機関: 投資紛争解決国際センター(ICSID) )
- 廃棄物の埋立事業

## 投資の構造



## 事件の発端

- 米国企業(A社)は、メキシコ中央政府から廃棄物の埋立事業の許可を受けていた現地企業(B社)を買収した。
- 地方政府は、廃棄物処理施設の建設地の住民が建設反対運動を始めると、施設の建設停止を命じた。当初、中央政府は、A社に対して、連邦政府の許可のみが必要であり地方政府は許可を拒否できない旨説明していた。
- 連邦政府及び地元の大学が行った環境評価では、適切な技術により施設が建設されれば、同地は有害廃棄物の埋立に適しているとの結論を得ていたが、地方政府は、施設建設地を含む地域を自然保護地域に指定することにより、操業を阻止した。

## 仲裁廷の判断

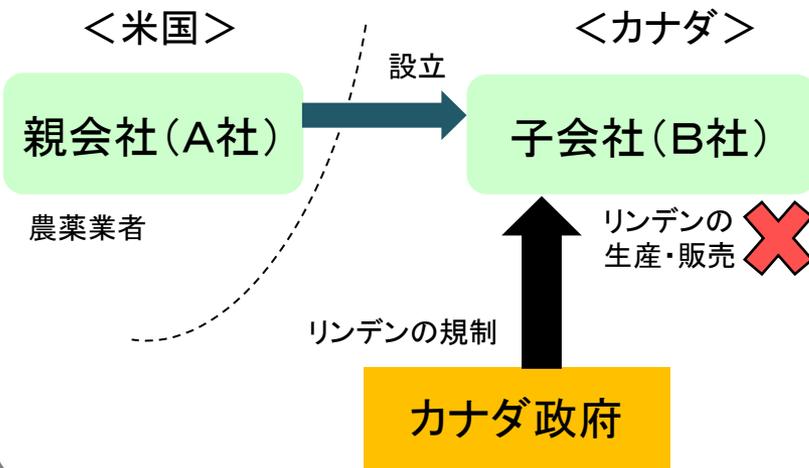
仲裁廷は、①メキシコ中央政府が地方政府の行為を許容したことにより、廃棄物処理場を操業するA社の権利の否定に同意したといえること、②有害産業廃棄物を許可する排他的権限は中央政府にあったのであり、地方政府の行為は権限から逸脱していたこと等を指摘した上で、収用禁止の違反等に当たると判断し、損害賠償として約1669万ドルの支払いを命じた。

# よくあげられる仲裁判例②

(Chemtura Corporation対 カナダ, 2010年8月10日仲裁判断)

- 米国企業 vs. カナダ政府 (仲裁規則: 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の規則)
- 農薬製造業

## 投資の構造



## 事件の発端

- 米国企業(A社)は、子会社等(B社)を通じて、農薬の一種である流動性リンデン(主に菜種に使用)を生産し、カナダにおいて登録販売していた。
- カナダ政府が、リンデンの危険性を考慮し、リンデン製品について、カナダ国内において販売・輸入可能な物質のリストからの登録の停止及び抹消を行った。

## 仲裁廷の判断

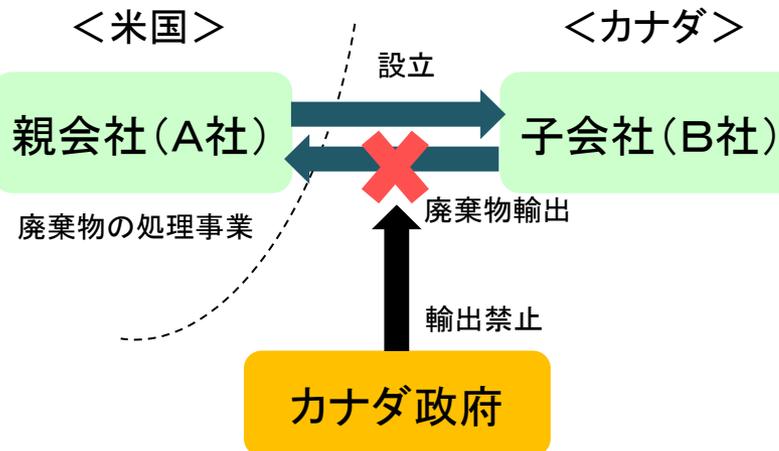
仲裁廷は、①カナダの措置はリンデンの安全性に対する国際的懸念の高まりを考えれば不公正な取り扱い等にあたらない、②この措置は投資家の財産を実質的に剥奪していない、③この措置はリンデンの健康に対する危険の高まりを考慮したカナダの正当な「警察権(police power)」の行使であること等を理由に、カナダがNAFTAに違反していないことを認定し、米国企業の訴えを棄却した。逆に、仲裁廷は米国企業に対して、カナダ政府が訴訟に要した費用の半分を負担することを命じた。

# よくあげられる仲裁判例③

(S.D. Myers Inc. 対 カナダ, 2002年 12月30日仲裁判断)

- 米国企業 vs. カナダ政府 (仲裁規則: 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の規則)
- 廃棄物の処理事業

## 投資の構造



## 事件の発端

- 米国企業(A社)は、カナダに子会社(B社)を設立して、カナダで取得した廃棄物を米国で処理する事業を進めていた。しかし、カナダ政府の廃棄物の輸出禁止措置により、事業を継続できなくなった。
- カナダ政府は、自国内で廃棄物を処理することは認めていた。ただし、カナダ国内には関連事業を営むカナダ企業は1社しか存在せず、同社はA社の米国工場(オハイオ州)より顧客から遠くに立地(アルバータ州)しているためコストが高く、また、A社のような豊富な事業経験や顧客からの信頼を有していなかった。

## 仲裁廷の判断

仲裁廷は、カナダが高い水準の環境保護を確立する権利を有していることを認めたものの、廃棄物の輸出禁止措置は環境政策に根拠を置く措置でなく、カナダ企業を他国企業との競争から保護する意図を有したものと認定した。その上で、内国民待遇等の違反を認定し、損害賠償として約386万ドル+利子の支払いをカナダ政府に命じた。

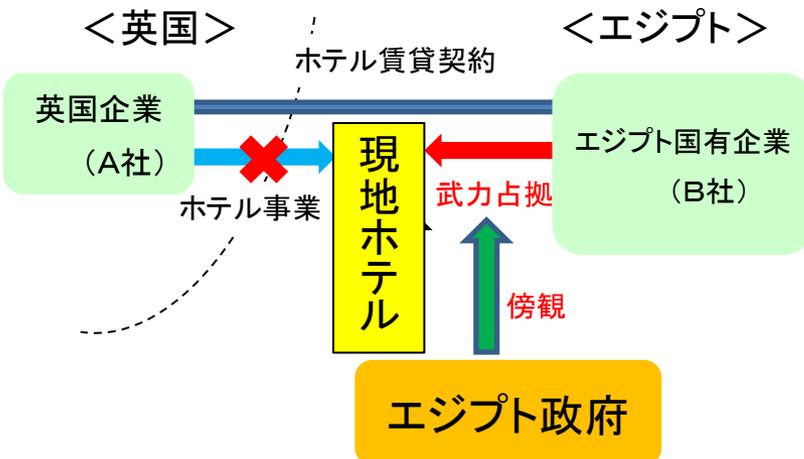
※なお、カナダ政府は、本判断を不服として、カナダ連邦裁判所に仲裁判断の取消しを求めたが、同裁判所は、仲裁廷の判断が合理的だったこと等を指摘し、連邦政府の請求を却下した。

# よくあげられる仲裁判例④

(Wena Hotels Ltd. 対 エジプト, 2000年 12月8日 仲裁判断)

- 英国企業 vs. エジプト政府 (仲裁機関: 投資紛争解決国際センター(ICSID))
- ホテル事業

## 投資の構造



## 事件の発端

- 英国企業(A社)はエジプト国有企業(B社)との間で現地ホテルの賃貸契約を結び、ホテル事業を展開。その後両社の中で契約をめぐる紛争が発生。
- 契約紛争が解決しない中、A社が賃借していた現地ホテルをB社の関係者が武力占拠。
- エジプト政府はこの武力占拠を知らず傍観。結果、ホテルは1年間にわたりB社関係者に占拠される。

## 仲裁廷の判断

仲裁廷は、エジプト政府がエジプト国有企業がホテルの武力占拠を行おうとしていることを知りながらそれに対する防止措置を行っていないこと、また、武力占拠発生後にホテルを英国企業に回復するための措置、エジプト国有企業側への実質的な処罰、英国企業への補償のいずれも行っていないと認定。仲裁廷はこれらのエジプト政府の不作為が、英＝エジプト投資協定の下での「公正かつ衡平な待遇」違反、「十全な保護及び保障」違反及び収用を構成すると判断し、エジプト政府が英国企業に対し約2060万米ドルを支払うことを命じた。

# 日系企業の利用事例

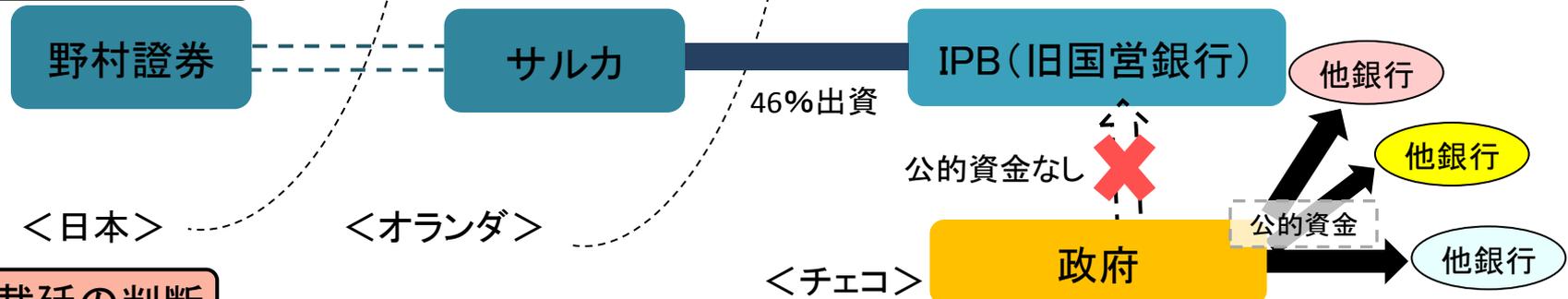
(Saluka Investments BV 対チェコ, 2006年3月17日仲裁判断)

- オランダ企業(野村証券の子会社) vs. チェコ政府(仲裁規則: UNCITRALの規則)
- 金融業
- 本件は、公表されている中で、これまでに日系企業が投資仲裁を使った唯一の事例。

## 事件の発端

- チェコの金融市場で重要な地位を占めていた旧国営の4銀行は、いずれも多額の不良債権を抱え、野村証券のオランダ子会社(サルカ)は、このうち1銀行(IPB)の株式46%を保有。
- チェコ政府は、IPBを除く3行には公的資金の投入など財政支援を行ったが、IPBには行わず、IPBの経営はさらに悪化し、最終的には公的管理下に置かれ、別の国営銀行に譲渡された。
- サルカは、一連のチェコ政府の措置がオランダ=チェコ投資協定に違反するとして仲裁廷に申し立てた。

## 投資の構造



## 仲裁廷の判断

公正衡平待遇の規定は、投資受入国には投資家の合理的期待を阻害しないことを要求する。チェコ政府の措置・態度は、この公正衡平待遇に違反すると判断。最終的にチェコ政府は投資家側に対して約187億円+金利分の賠償支払いを行った。